

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 29 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	春日町奥野村	平成 31 年 8 月	令和 3 年 7 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	16.5 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	— ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	— ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	— ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.9 ha
(備考) 農地中間管理機構に貸し付けた後、受け手の適正な農地管理が出来るかどうか不安である。	アンケート回答割合 (②/①)
	実質化済のため不要 %

2. 対象地区の課題

南面山裾から野村地域中央部に向けて片流れの段差の大きい田畑であり、畦畔の草刈りに労力を要する。また、多くの田畑は伏流水があり、湿田である。土質は粘土質であるため、転作作物の栽培には苦勞が多い。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

環境整備面から、放棄地が発生しないよう営農組合借上げ等で対処したり、地域全体で畦畔の草刈に賃金を出し管理している。
また、新規参入を呼びかける。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	1 経営体
----	-------	-------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

JA 委託の水稻育苗管理と小豆栽培を重点に置き、草刈作業の一部外注化も考えていく。
各種の換金作物や、加工食品へもチャレンジしていきたい。
地域内に「(農) 丹波奥野村営農組合」の後継者が不足しており、今後は外部からの新規参入就労者の呼び掛けを行っていく。